

SPring-8/SACLA 共用データシステムに関する 実験データ保持ポリシー

令和2年2月22日

令和2年3月3日修正

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

1. 目的

大型放射光施設 SPring-8 および X 線自由電子レーザー施設 SACLA(以下「SPring-8/SACLA」という。また、SPring-8/SACLA を運営する機関を「施設者」という。)では、世界最高性能の放射光を利用した様々な研究開発が行われている。検出器等の高性能化を含む利用実験の高度化により、今後、実験データが飛躍的に増大していく見込みである。施設者は、重要な知的財産である実験データを有効に利活用するための共用データシステムを整備し、データを適切に管理する必要がある。

このため、SPring-8/SACLA の共用データシステムにおける実験データ保持に関する基本的な方針(ポリシー)を以下の通り定める。

2. 対象とする実験データおよびその所有権

本ポリシーの対象とするデータは、電磁的方式によって共用データシステムに記録されたものとする。種類およびその所有権は、次の通りとする。

(1) データの種類

データ A : 光源の性能等、施設機器モニターにより測定されたデータ

データ B : 実験ユーザが持ち込む試料に由来する測定データ
試料に関わるメタ情報も含む。

データ C : 実験ユーザがデータ B を計算機処理等により加工した
2次データ

(2) データの所有権

データ A の所有権は施設者に、データ B とデータ C の所有権は実験ユーザにある。ただし、実験ユーザは、データ A を、データ B またはデータ C のデータフォーマット内に記録して保持することができる。

3. 共用データシステムの基本的な考え方

(1) データ保持の責任

施設から提供されたデータの管理等すべての責任は、実験ユーザが属する組織のデータ管理ポリシーに従って、実験ユーザが負うものとする。施設者の人的および予算的リソースの制約によりデータ保持を保証することは現実的に不可能である。そこで実験ユーザは施設者がデータ保持を保証できないことに留意して施設者の共用データシステムを利用すること。

(2) SPring-8/SACLA の共用データシステム

施設者は、データの効率的な利活用のために、施設者の人的および予算的リソースに応じて各種共用データシステムを整備しなければならない。施設者は、共用データシステム毎にデータの保持期限、容量制限、利用期限等を定めることができる。各種制限を定める場合は、施設者はホームページ等でそれを公開しなければならない。施設者は、施設者の人的および予算的リソースおよび利用状況等に応じて各種制限を変更することができる。各種制限を変更する場合は、施設者は実験ユーザに速やかに周知しなければならない。SPring-8 データ・ネットワーク委員会が「大量データを扱う共用データシステム」と認定する場合、施設者は別紙に定めるガイドラインに沿ってそのデータシステムを運用する。

4. 本ポリシーの改訂

SPring-8 データ・ネットワーク委員会の多数決により本ポリシーを改訂することが出来る。ただし、SPring-8 データ・ネットワーク委員会の1名以上の委員が緊急を要すると認める場合は、委員の過半数の賛成を電子メール等により得ることで本ポリシーを改訂することができる。

5. 本ポリシーの運用開始日

本ポリシーによるデータ保持の運用を 2020 年 5 月 1 日より開始する。

別紙

大量データを扱う共用データシステムの運用ガイドライン

1. 基本的な考え方

大量データを扱う共用データシステムについては、データの効率的な処理のため、データシステムに階層が必要であることから、施設者は次の運用を行うこととする。

ii. 共用データシステムの階層

共用データシステムは、短期保存用の高速ストレージ(ディスク装置等)、中期保存用の中速ストレージ(ディスク装置等)、長期保存用の低速ストレージ(テープ装置等)の3階層からなる。施設者は、この3階層を利用して、データ A とデータ B を適切に管理する。実験ユーザは、施設者に申請することにより、データ C を中速および低速ストレージに保持することができる場合がある。

iii. 保持期限の原則

中速ストレージのデータ保持期限は、成果公開期限を考慮して施設者が定める。高速および低速ストレージの保持期限は、その容量に応じて施設者が定める。保持期限を過ぎたデータは、施設者により通知なく消去される。

iv. 容量制限

中速および低速ストレージで各実験ユーザが利用できるデータ容量は、全容量を考慮して施設者が定める。

v. ユーザアカウント

ユーザは、外部ネットワークから中速ストレージのデータにアクセスできる。そのための実験ユーザのアカウントの利用期限は、成果公開期限を考慮して施設者が定める。

2. 本ガイドラインの改定

SPring-8 データ・ネットワーク委員会の多数決により本ガイドラインを改訂することが出来る。ただし、SPring-8 データ・ネットワーク委員会の1名以上の委員が緊急を要すると認める場合は、委員の過半数の賛成を電子メール等により得ることで本ガイドラインを改訂することができる。